

## 平成 25 年度

### 宮 田 村 教 育 委 員 会 6 月 定 例 会 々 議 録

1 開催日時：平成 25 年 6 月 27 日(木) 13：30～15：40

2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長（以下「委員長」と表記。）
- (2) 村田 壽雄 委員長職務代理者（以下「職務代理」と表記。）
- (3) 加藤 アヤ 委員（以下「加藤委員」と表記。）
- (4) 池上 由美子 委員（以下「池上委員」と表記。）
- (5) 平澤 武司 教育長（以下「教育長」と表記。）

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 小林 敏雄 教育次長（以下「次長」と表記。）
- (2) 原 寿 子育て支援係長（以下「子育て係長」と表記。）
- (3) 伊藤 哲也 学校教育係長（以下「学校係長」と表記。）

6 教育委員長あいさつ

委員長：今日は梅雨の合間となった。参院選と村長選が近く、選挙に対するわれわれ委員の立場はどうあるべきかも確認していきたい。

7 会々議録の承認

次 長：5 月定例会の会議録の承認をお願いしたい。

委 員：全員承認。

8 議 題

- (1)教育委員会活動報告（教育長報告） (1 ページ)

次 長：資料により説明。

公民館事業の中で、6 月 23 日に行われたふわっとテニスの大会において、1 名アキレス腱を切る事故があったことを報告させていただく。

(2)議 事

第 1 号 準要保護児童、生徒の認定について(秘) (資料 1)

・児童扶養手当について (2 ページ)

子育係長：資料により説明。

※協議内容には個人情報が含まれるため、資料は公開しません。

委員 長：今年は非常に多いが原因は？

学校係長：離婚がある。昨年の離婚が 3 人での兄弟があれば増える。転入も多い。

加藤委員：民生委員さんから聞いた話では、実家が近く援助を受けているのに世帯を別にして手当てをもらい、そのお金で旅行に行っている人もいるらしい。村としては収入と母子家庭という家庭環境しか見ないのでわからないが、今後人数が増えるなら、教育委員会と民生委員とで協力して対策を考える必要があるのではないかと？ 本当に補助を必要としている人に失礼になる。

学校係長：その件は民生委員さんに聞き、民生委員が調査に入ることになっており、委員長に伝えたと。来年からは民生委員・児童委員の調査が入るということを文書に明記する。

次 長：児童扶養手当の条件に合えば準要保護が自動的に該当する。

教育 長：情報交換して、申請する方が手当てを当然もらえるということにならないように。経年別に表にして観察することが必要。

次 長：住民課と協議していく。

学校係長：新規と継続別に見ると、新規は 3 人。手当て受給者は全体の 1 割強に上る。

職務代理：人数が多いと学校現場で問題が発生しやすいかもしれない。

教育 長：生徒指導も大変。村の人数規模からしたら多い。本当に必要な人に手薄になってはいけない。

池上委員：数ヶ月前も同じ議題が上がった時にも思ったことだが、民生委員が地元ゆえにしがらみがあって立場上やりづらいのではないかと。地元ではなくあえて他の地区を調査したほうが良いのではないかと？

次 長：民生委員には調査権はないので、家庭に入ることはできない。お金のことは行政で調べられる。児童扶養手当の審査がきちんとできているかどうかにかかる。民生委員は外から見て観察するしかないのと、他所の人では判りづらいのではないかと。他の担当課と相談してみたい。

委員 長：行政で見極めてもらうことにする。

委 員：全員承認。

### (3) 報 告

報告 1 号 村議会 6 月定例会についての報告 (資料 2)

次 長：資料により説明。

- ・議案はすべて承認された。
- ・各議員への答弁について資料により説明。

・全員協議会について

次 長：子育て総合支援センター建設の基本設計について承認を得た。

- ・そのご実施計画の入札を実施した。

子育て係長：子育て総合支援センター建設について説明

- ・6月13日入札を実施。結果、湯沢設計が4,725千円(税込み)で落札。工期は6/13～3/31。落札率は59.1%。

・産業文教委員会について

次 長：子育て総合支援センター建設は今後湯沢設計が管理監督することになる。

教 育 長：宮田高原へ議員さんたちが現場に行くことになっている。議員だけでなく、教育委員会でも宮田高原を8月あたりに見てもらってはどうか？

委 員 長：追々検討する。宮田高原への道路は村費で直しているのか？

次 長：災害部分以外は村費で対応している。

加藤委員：宮田高原について、村はどう考えているのか。閉鎖という話も聞くが、方針を先に決めるべきではないか。

次 長：村としては、道路は直し建物はそのままの状態を利用したい。

教 育 長：教育現場で活用する前に、まずは大人が行ってみることが大事。移動教育委員会をやってもいい。

職務代理：平成18年までキャンプ場を開いていたがその後閉じている。とにかく道が崩落して行けない。行ける状況になれば子どもにはぜひ行ってほしいと思う。

加藤委員：キャンプの機会もないので、今の子どもは火を起こせない。

委 員 長：村内に村人が親子で楽しめる場所がない。

次 長：総合公園がある。ロコミで多くの人が訪れている。大型バスで訪れているが、村がそこでお金を稼いでいるわけではない。

教 育 長：村には皆が知らない良い場所がある。村を一望できる場所など、もっとPRしなければいけない。それには教育委員会ががんばらないと。

次 長：旧新井家は「ふるさと発見講座」で活用しているが、文化財保護重視で少々マニアック。先日下栗の里に行ったが、何もないところなのに大勢の人が訪れていた。宿泊者はいないようだ。

職務代理：老人が地元のもので土産を作って提供している。

教 育 長：『耕して天に至る』という言葉がある。下のものをわざわざ上げて耕している。そこに人間の生き方がある。そのあたりが受けているのでは。

委 員 長：ひなびた所をPRするところもある。キャンプ場で原体験を敢えてやるというのも良い。

加藤委員：以前はキャンプだったが、今の子どもたちは青年の家に宿泊し、調理をすることもない。

教 育 長：宮田村には良いところがたくさんあるのになぜそこに行くのかという声もある。施設を安定的に使えないのは村の責任でもある。教育委員会のほうで訴えていかないと。

次 長：場所の問題で、マレットゴルフ場の上あたりは地質が良くないので崩れやすいというこ

ともある。

池上委員：宮田高原から見る夏の花火は面白いが。

委員 長：子どもが原体験をするのは良いこと。人生の幅が広がる。せっかくだから積極的に活かせるようにすると良い。

教育 長：まずは、我々から。

## 9 その他

### (1) 奨学金制度について (資料4)

次 長：資料により説明

・今回は情報提供のみ。収入による学力格差があるといわれている。奨学金制度には返済するものが多いが、返済不要のものもある。借りて返済するのが大変といわれているが、貸して有効に使われているかどうか、貸す方も大変のようだ。今後も状況を注視してほしい。今の段階で村単独で実施するというのは難しい。

職務代理：南箕輪村や飯島町では単独の奨学金制度があるが、そのいきさつは？

次 長：飯島町は以前から行われている。ただし、貸し出しの基準、保証人がしっかりしていて延滞はないという。結果、800万円以上の高所得者の子どもに限られている。南箕輪村は奨学金を借りた人に利子の貸し出しだけしている。上田市は合併の際の条件で、一部地域だけに利子給付が残っている。。

職務代理：それでは、村でやる意味が感じられない。

教育 長：若者定着支援策としてなら意味があるが、そうでないならあまり審議する必要はない。

委 員：全員承認。

### (2) 当面の日程について (6 ページ)

次 長：資料により説明

教育 長：7/16 県教育委員会との懇談会がある。部活の指導のガイドラインができたこととコミュニティースクールを作る件に関し、県教育委員会から説明がある。コミュニティースクールとは学校を地域の方が作るということで市町村から校長、教頭の人事に希望を出せる。

・学校経営に地域の住民の方が参加できる。懇談会に新しい教育次長が見えるので、教育問題など何か意見があったら出してほしい。

委員 長：教育長に出してください。

委 員：全員承認。

### (3) 県教育委員会

#### ・早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について (7 ページ)

学校係長：資料により説明

・県より通知が出た。いじめの行為によっては犯罪になるので、重大な被害が生じるような場合には警察に通報することに。

・いじめ」などで必要な教育を行っているにもかかわらず、暴力等で対応が困難な場合においては、一定の基準にそって警察と連携するよう県教委から通知があった。今後子どもたちに伝えていく。

・去年、誹謗中傷のメールがあったが、今後これは名誉毀損に当たると指導していく。警察と連携し、重大な事案についてはきちんと対応していく。

教育長：いじめは犯罪であるという認識でやっていく。

・教育現場ではどうしてもかばう傾向があるが、そうでなく第三者機関でやってもらうということ。

委員長：今年の入学式で、私は「いじめは卑怯な振る舞いだ」という話を敢えてした。同じ認識で行きましょう。

委員：全員承認。

・中学校部活補助金交付内規(案)について (11 ページ)

学校係長：資料により説明

・これまで補助の基準があいまいだった。運動部は中体連に参加の場合、バスを貸し出してきた。中体連に準ずる公共主催の大会でも同様の対応をしている。

・文化部で吹奏楽部は基本的には公共交通機関を使ってもらうが、不便な場所が会場の場合バスを貸し出している。今後はこれまで同様、基本は中体連・学校が主催するものを対象とする。補助対象経費は村のバスの場合は無償。村のバスが使えない場合は、実費の半額相当の補助を考えている。伊那市も同様。県大会で楽器の運搬にトラックを借りる場合は実額を補助する。

・県大会など宿泊の場合、これまでは全額実費を補助してきたが、今回見直すことになった。県大会は県の補助がないので全額を村が負担していた。今回見直し、上限を7000円で検討している。北信越大会になれば県の補助が少し出るので差額を補助すればよい。長野市で水泳大会がある場合、2日間開催され宿泊が伴うが、上限7,000円に対応する。今後内規を決めていくので、今回案として出した。

職務代理：補助が中体連主催の大会に準ずるといえるが、これまで上伊那の大会からすべて補助してきたのか？

学校係長：そう。これまで線引きができてなかった。たとえば中体連でない試合もあるが全員が村の中学生の場合や、公共交通機関が利用できない場合など補助してきた。今回その基準を決めたい。

教育長：連盟によっては、監督が大会を作ることもある。中体連以外は特に認めた場合にだけする。小学生も対象にすれば良い。1泊7,000円上限で。

次長：内規にして、その都度協議する。市町村によってはバスを何台も持っているところがある。南箕輪村はバスが3台あって利用している。

委員長：中体連または校長会が認めたものだけを対象にするか。

次長：いろいろな大会があるので、検討する。社体以外は村のバスは使わない。民間主催の大

会は対象にしない。

委員 長：線をしっかりつけることは良い。

・平成 24 年度調理場別学校給食実施状況等調査について (12 ページ)

次 長：資料により説明

・宮田は米食が多い。

教 育 長：朝食無しの児童は少なくなっている。今後は食事内容や健康面の方を重視したい。

学校係長：県が実施したものと同様のアンケートを、簡単にして行う予定。

加藤委員：朝食を食べていても、実際には菓子パンだけというのも聞く。

委員 長：健康面の方を重視したいが、宮田村の学校は米食が多くて良い傾向。日本の学校給食は、戦後米国の小麦協会によってパン食にさせられ、米作が減ったいきさつがある。

(4) 夏休みこども経営塾 (13 ページ)

次 長：資料により説明

・県の商工会主催で宮田小 6 年生を対象に職場体験が行われる。

(5) その他

次 長：選挙における地方公務員の服務規律の確保について、資料により説明。

・皆さんは特別職の公務員にあたる。特別職においても政治活動は禁止される。疑われるようなことはしない、(教育委員として) 公の場には出ないように注意してほしい。

・中学の特別支援学級卒業生 2/3 は高校へ進学の記事について (15 ページ)

次 長：資料により説明

・高校に入る特別支援の生徒が増加している。中学での指導のあり方が問われているが。

教 育 長：大阪では高校に特別支援学級が必要となり困っているという現実がある。進学校でも LD など多くなり指導に困っている高校がある。

委員 長：周りが障害に気づかずトラブルが起こることもある。回りの理解を得るためにも親が情報を公開するしかない。

・次回定例会：7 月 31 日(水) 午前 10 時から会議、午後視察